

中小企業・商店の福利厚生を  
お手伝いします



ばる新宿に  
入会しませんか

ばる新宿（区勤労者・仕事支援センター勤労者サービス課）は、区内に事業所がある中小企業や商店にお勤めの方、事業主の福利厚生の実をお手伝いしています。現在、約千300事業所、7千名が会員になっています。

●入会できる方

▼区内に事業所がある従業員300名以下の中小企業（会社・工場・商店等。個人商店を含む）の従業員と事業主

▼区内在住で区外の中小企業に勤務し、勤務地に「ばる新宿」と同種の

団体が無い方

●主な事業

▼日帰りバス旅行（イチゴ狩りなど）

▼遊園地・入浴施設等の利用補助（としまえん・西武園ゆうえんちのフリーパス券等が500円～千円まで）

▼スポーツ観戦券の割引あつせん（プロ野球・サッカーリーグ・大相撲等が2割～3割引き）

▼宿泊施設や国内・海外旅行ツアーの割引あつせん・宿泊補助（年度内4泊まで。会員は1泊2千円、登録家族は1泊千円を補助）

▼健康診断・人間ドックの割引・利用補助（会員のみ2千円～5千円を補助）

▼結婚・出産・入学等の祝金、入院等の見舞金、弔慰金の給付（5千円から）

●会費

▼入会金／1名200円、▼月会費／1名500円

事業主が負担した入会金・会費は、税法上、損金または必要経費として処理できます。

【問合せ】ばる新宿（新宿7―3―29、新宿ここから広場しごと棟） ☎（3208）2311へ。



内閣府の青年国際交流  
事業に参加しませんか

次代を担う国際感覚豊かな青年リーダーの育成のため、26年度に実施する事業の参加青年を募集しています。

【募集事業】東南アジア青年の船・国際青年育成交流ほか

【問合せ】内閣府青年国際交流担当 ☎（3581）1181、東京都教育庁生涯学習課 ☎（5320）6857へ。内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/kotyuu/>）でもご案内しています。

子どもミュージカル

「シンデレラ」

【日時】3月15日（土）午後2時30分から・6時から、16日（日）午後0時30分から・4時から（公演は約1時間10分）

【会場】四谷区民ホール（内藤町87）

【内容】ブロードウェイミュージカル。出演は幼稚園児～中学生

【費用】千800円（区民割引千300円）

【後援】新宿区

【主催・申込み】電話か電子メール（4面記載例のほか希望人数を記入）で、NPO法人ジョイキッズシアター ☎070（64

863）3304 ☎info@joykids.co.jpへ。

新宿NPOネットワーク

協議会の催し

●市民とNPOの交流サロン

NPOの活動を知ろう

【日時】2月24日（月）午後1時～3時

【会場】新宿NPO協働推進センター（高田馬場4―36―12）

【内容】病気や障害のある子ども、家族を支援するNPO法人えがおさんさんの活動を紹介。支援活動を学ぶワークショップも開催

【費用】千円（資料代ほか）

【定員】20名

●神楽坂坂上サロン

近隣の高齢者が気軽に立ち寄れるサロンを、高齢者福祉施設・神楽坂（矢来町104）内に開設しています。利用は無料で予約は不要ですが、初回に利用登録をしてください。イベントは有料予約制です。

【開設日時】火曜日午前10時30分～午後1時30分。第1火曜日の正午～午後1時30分には、高齢者総合相談センターの無料出張相談を実施（3月は4日）

▼3月のイベント

【日時・内容・定員】▼アロマケアハンドトリートメント：4日（火）午前11時30分～12時（6名、

区民のひろば

費用  
問い合わせ

この欄は区民の方相互の情報交換の場です。区の主催ではありません。各主催者に内容をよく確認の上、ご自分の責任で参加してください。【問合せ】区政情報課広報係（本庁舎3階）☎（5273）4064へ。

★サークル紹介・会員募集★

◆詩吟 月3回木曜日午後1時30分～3時30分、戸山シニア活動館で。短歌や俳句を吟じてストレス解消。☎月2,500円（1か月無料体験あり）。☎新宿詩歌吟詠会・中野 ☎（3203）7446

◆合唱 毎月第1・第3土曜日、第4水曜日午前10時～11時30分、四谷地域センターで。講師のピアノ伴奏で童謡や歌謡曲を歌う。☎入会金1,000円・1回1,000円。☎童謡歌声ステーション・鈴木 ☎（3341）2687

◆社交ダンス 毎週日曜日午後1時～3時、戸山シニア活動館で。中級程度。男性歓迎。☎入会金1,000円・月3,000円。☎新宿NDサークル・中曽根 ☎080（1229）6594へ。

確定申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税の申告・納税は2月17日（月）～3月17日（月）  
個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は3月31日（月）まで

●申告書の作成・提出会場を  
新宿アイランドに開設中

所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人消費税の確定申告書の作成・提出会場を、新宿アイランド地下1階アクアプラザ（西新宿6―5―1）に開設しています。

【開設期間】3月17日（月）まで（土・日曜日を除く）

【受付時間】午前9時～午後4時（提出は午後5時まで）

【相談時間】午前9時15分～午後5時

※税務署内に確定申告書作成会場は設置しません（作成済みの申告書は土・日曜日を除き、税務署でも受け付けます）。

●2月23日（日）・3月2日（日）は東京国税局で申告書の作成・提出ができます

【受付時間】午前8時30分～午後4時（提出は午後5時まで）

【相談時間】午前9時15分～午後5時

【会場】東京国税局（千代田区大手町1―3―3、大手町合同庁舎3号館）

※当日は、新宿・四谷税務署と新宿アイランドでは申告書の作成・提出はできません。

●インターネットで申告書の作成・提出ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、印刷して税務署に提出できます（印刷は白黒でも可）。

また、作成した申告書等に電子証明書を添付して、送信（提出）もできます（e-Tax・イータックス）。e-Taxの利用には、事前に手続きが必要で

す。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

●区役所でも  
申告書等を提出できます

作成した確定申告書等は、区税務課（本庁舎6階）でも受け付けます。

【受付日時】2月17日（月）～3月17日（月）午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く。火曜日は午後7時まで）

●申告書等は  
郵送でも提出できます

管轄の税務署へお送りください（新宿アイランド内の会場へは郵送できません）。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、「提出用」「控用」ともボールペン書きし、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

●確定申告電話相談センターを開設しています

所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人消費税の相談をお受けするほか、申告書作成会場についてご案内しています。

▼新宿税務署 ☎（3362）7151、▼四谷税務署 ☎（3359）4451に電話をおかけいただくと、自動音声案内の後、税務相談には税理士等がお答えします。

【開設日】3月17日（月）まで（土・日曜日を除く）

●公的年金等の確定申告  
平成23年分の申告から、その年の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要がなくなりました。

申告はインターネットや  
郵送でもできます

※所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告（医療費控除など）はできます。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要がない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。

●税理士の無料申告相談

【日程・会場】

▼新宿税務署管内の方 2月17日（月）～21日（金）：区役所第1分庁舎1階ロビー（歌舞伎町1―5―1）

▼四谷税務署管内の方 2月17日（月）～21日（金）：若松地域センター（若松町12―6、23日（日）～28日（金）：東京税理士会四谷支部（四谷3―7―6、NK第8ビル）

【受付時間】午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分

【相談時間】午前9時30分～12時・午後1時～4時

※申告書の提出もできます（2月23日（日）を除く）。昨年、確定申告をした方は、提出した申告書等の控えをお持ちください。

※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方はご遠慮ください。

★資格のない「にせ税理士」にご注意を

税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

【問合せ】

▼新宿税務署（北新宿1―19―3）☎（3362）7151

▼四谷税務署（三栄町24）☎（3359）4451

▼国税庁ホームページ

☎ <http://www.nta.go.jp>